

研究開発力強化法について

平成25年10月29日

事務局

研究開発法人制度の見直しに際し現在想定されている法形式

(「わが国の研究開発力強化に関する提言」(平成25年10月18日に提示されたもの)より事務局において図字したものの)

A案(独法通則法とは全く別の法律)



中期目標管理/評価法人の自主性・自律性

B案(独法通則法の横串的規律を準用する別の法律)



中期目標管理/評価法人の自主性・自律性

C案(独法通則法下において、「中期目標法人」、「行政執行法人」と並ぶ第三の категорияとして「国立研究開発法人(仮称)」を規定)



中期目標管理/評価法人の自主性・自律性を尊重

憲法上の要請により、行政の介入が限定的

独法の根幹コンセプトは活かしつつ、開発の特性に応じた特別の取扱い

研究開発力強化法改正案の概要

(自・科学技術・イノベーション調査会において平成25年10月18日に提示されたもの)

趣旨

科学技術イノベーション戦略調査会の「わが国の研究開発力強化に関する提言(中間報告)」の指摘事項及びその後の調査会での検討事項(成果活用促進方策)を、研究開発力強化法に盛り込む。

主な改正内容

- ①労働契約法の特例(無期労働契約に転換する期間(5年間)の延長等)
- ②研究開発法人の行う出資業務等
- ③研究開発の国際水準を踏まえた専門的評価
- ④研究の実態に合わせた調達
- ⑤新たな研究開発法人制度の創設
- ⑥イノベーション人材の育成
- ⑦リサーチアドミニストレーター制度の確立
- ⑧研究評価や「目利き」についての専門人材の育成
- ⑨国の安全に係る研究開発やハイリスク研究への必要な資源配分

研究開発力強化法における 新たな研究開発法人制度に関する規定イメージ

(自・科学技術・イノベーション調査会において平成25年10月18日に提示されたもの)

(新たな研究開発法人制度創設のため必要な法制上の措置)

第〇条 政府は、独立行政法人全体の制度・組織の見直しを踏まえつつ、研究開発の特性を踏まえた世界最高水準の法人運営を可能とする新たな研究開発法人制度を創設するため、必要な法制上の措置を速やかに講ずるものとする。

2 第一項の措置は、次に定める基本的方向性により検討を加え、その結果に基づいて講じられるものとする。

一 新制度における法人の主たる目的は研究開発成果の最大化とすること。

二 新制度における法人は、国家戦略に基づき、大学や企業では取り組みにくい課題に取り組む研究開発機関とすること。

三 国際競争力の高い人材の確保を可能とすること。

四 国際水準を踏まえた評価指針の下で、専門的評価の実施を可能とすること。

五 主務大臣の下に、研究開発に関する審議会を設置し、審議会委員に外国人を任命することを可能とすること。

六 目標期間を長期化すること。

七 研究開発の特性を踏まえた制度運用の在り方を担保し、給与水準、業務運営の効率化、調達、自己収入の扱い、予算繰り越し等が研究開発成果の最大化に資する仕組みとすること。